

Ⅲ 調整活動

- 1 調整活動の取組**
- 2 調整活動事例の紹介**

Ⅳ 救済の申立て

- 1 救済申立ての状況**
- * 調査員コラム**

Ⅲ 調整活動

1 調整活動の取組

(1) 「調整活動」とは

子どもの最善の利益を図ることが、この救済機関の目的ですが、相談対応だけで問題の解決を図ることには限界があります。よりよい解決を目指すためには、当事者と関係者との間に公的第三者として入り、問題解決のためにさまざまな調整を行うことが必要になることも多くあります。

基本的な考え方としては、「相談」⇒「申立て」⇒「調査調整」の順に進むことを想定していますが、子どもの権利救済の観点から柔軟な対応が必要であると考え、現状では「申立て」の有無に関わらず、相談者の意向にそって、「相談」段階でも調整活動を行うことが一つの方針となってきました。この、救済委員の判断により「相談の延長として行う活動」を「調整活動」と位置付けています。

調整活動は、主に調査員が担当して行っていますが、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、程度を含んでいます。時期を逸することなく行うことと同時に、事柄が収まった後に適切なフォローアップを行うことも重要となる活動です。

(2) 「調整活動」の実施状況

相談の延長としての「調整活動」は、41件の案件において実施しました。このうちの約7割（28件、68.3%）が、学校を調整の相手方とする案件でした。上述したようにこの「調整活動」の内容はさまざまですが、当機関が当事者間の話し合いに立ち会った案件が8件ありました。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目	調整先			その他			計
	小学校	中学校	高校	市教委	児相	その他	
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)	1	1			8	2	12
学校生活 (いじめ、子どもと教師、不登校など)	17	8		1			26
施設生活 (施設内いじめ、施設職員との関係など)						1	1
性格行動 (発達障害的要因など)		1					1
その他 (問合せなど)					1		1
合計	18	10	0	1	9	3	41
	28			13			

人と人をつなぐ「調整」をどう創るか

「調整とは何か」「調整はどこまで可能か」など、一つひとつ活動を積み重ねていく中で自分たちの調整活動の方法を見つける、自問自答の手探りの一年間でした。いつも理想の形で決着を見たわけではなく、反省も多々あります。

この一年間の活動の経過に沿って、アシストセンターの「調整活動」に対する現在の考え方について述べてみます。

○ 手探りで始まった調整活動

オープン前の平成 21 年 3 月、先行都市で救済制度の立ち上げに関わった方を講師に招いて話を聞く機会があり、他県や他市の調整活動のあり方について情報を得ることができました。

その時点では、目指していく調整活動はまだ明らかではありませんでしたが、開設時に確認したことは、次の 5 点です。

- ・ 子どもの最善の利益を考慮して支援する
- ・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるように支援する
- ・ 個別的、具体的に救済を行う
- ・ 子どもの代弁者ではあるが、代行者ではない
- ・ 相手を諷めたり、白黒つけることが第一義ではない

○ 徐々にみえてきた調整活動の流れ

4 月のオープン当時は圧倒的に相談が多く、調整活動が必要になってくる事案がありませんでした。4 月末になって「申立て」が提出されることとなり、早速、相談者と面談し、初めての調整活動に入りました。その後、少しずつ調整の機能が求められ、活動を積み重ねていく中でその流れを創っていくことになりました。

現段階で「調整活動」の流れを整理すると次のとおりです。

<第 1 段階（状況の確認）>

- ① 相談者と面談し（できるだけ子ども本人とも）、状況について聴き取りをする。
- ② アシストセンターの基本的な姿勢（子どものための調整活動であり、白黒をつけることが目的ではない）について理解してもらう。
- ③ 解決のステップを相談者自身にイメージしてもらう（話し合いを望む場合は出席者についての希望を聞く）。

<第 2 段階（実施の判断）>

- ① 救済委員に相談内容を報告し、調整活動を行うかどうか救済委員が判断する。
- ② 相談者に調整活動に入ることを連絡する。
- ③ 調整の相手方（学校等）に調整活動に入ったことを連絡する。

問題の発生が市の機関の場合と市以外の機関の場合があり、市以外の機関の場合は一定の配慮が必要となります。

市の機関の場合を中心に述べますと、＜第1段階＞の子ども本人を含めた面談、これはとても大切です。アシストセンターは「子ども」の代弁者であって「保護者」の代弁者ではありません。子どもが幼かったり、あるいは子ども自身の事情があったりして、保護者とのやりとりが多くなる傾向にはありますが、主役はあくまでも子ども本人です。

次に、大切なのはアシストセンターの基本的な姿勢について理解してもらうことです。アシストセンターが願っていることは「白黒をつける」ことではなく「一度壊れた友達関係・人間関係を望ましい状態に回復する」ことです。このことを相談者と確認していくことが、後述する＜第3段階＞の「話し合い」の成否のキーポイントになります。

学校内の問題を例にとると、問題は「子どもと子ども」「子どもと教師」という関係の中で起こってきます。相談者からは、「相手に謝罪してほしい」といった訴えが多くありますが、アシストセンターの目的・終点は「謝罪」ではなく「友達関係・人間関係の回復」です。白黒をつける審判者ではなく、あくまでも当事者による話し合いで関係の修復を願う立場だといえます。

＜第3段階（当事者による話し合い）＞

この「話し合い」は次のように進みます。

- ① アシストセンターが介入したことの経過説明
- ② アシストセンターの願いの説明
- ③ 事実の確認
- ④ 問題点の共有化
- ⑤ 解決のための手立ての確認

「話し合い」の場面は調整活動の要です。「話し合い」では、問題を解決して望ましい関係に改善したいとする相談者と相手方との真摯な姿勢しんしが大切です。成否は、問題を乗り越え、再び友達関係・人間関係を回復しようとする当事者のその願いの強さにかかっています。

時に、「事実の確認」で相互に受け止め方が異なり、なかなか「問題点の共有化」が図れないことがあります。こちらから方向性を提案しても、双方がその提案に賛同してくれなければ話し合いは滞ってしまい、先へ進むことができません。「話し合い」の場面ではこの段階が一番難しく、こうすれば絶対に先へ進むことができるという万能な手法はありません。信じたいのは、「対立」を乗り越えて健全な関係をこれからも続けていけるはずだということです。

○ 試行錯誤の続く調整活動

1年間の活動を通して少しずつ流れが見え始めてきましたが、独自のスタイルを創りあげていくには、これからもたくさんの活動を積み重ねていく必要があります。核となる基本姿勢は常に大切にしながら、「子どもの最善の利益の実現」のためには定型を求めない、柔軟な調整活動を模索していきたいと考えています。

2 調整活動事例の紹介

※プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。

No.	相談者 対象の子ども 相談項目	相談及び調整の概要
1	保護者 小学生 子どもと教師の関係	<p>学校内での人間関係がうまくいかない子どもに対する担任の理解が、十分ではないと感じている。子どもの特性に応じた対応を学校側に求めてきたが、明確な方針が示されていないとの相談でした。</p> <p>保護者と学校、当機関の3者を交えて話し合いを行った結果、学校と保護者が密に連絡を取り合いながら子どもを支えることを互いに確認し合うことができたため、終了しました。</p>
2	保護者 中学生 子どもと教師の関係	<p>部活動の練習中に先生から誤解を受け、謝罪させられた。事実解明のための話し合いを求めていたが、スムーズに実現しなかった。子どもは、これらのやり取りの中で困惑しているとの相談でした。</p> <p>双方の了解の下、複数回の話し合いの場を持ちました。不適切な対応があったと学校側が認めたこともあり、信頼関係が回復するに至ったため、終了しました。</p>
3	本人 小学生 不登校	<p>転校先の学校で友達ができず孤独感を感じ、登校するのがつらいとの相談でした。</p> <p>子どもと電話や面談により何気ない会話を重ねたり、時には自習の場を提供するなどして、心理的安定を図ることを目指しました。</p> <p>一方で保護者や学校とも情報交換を持ち、子どもが登校できるよう、それぞれの立場で支えていくことを確認し合いました。</p> <p>結果、再登校できるようになったため、終了しました。</p>

Ⅳ 救済の申立て

1 救済申立ての状況

Ⅱ章やⅢ章で述べた相談・調整活動を行う中で、救済申立てを受理したのは3件であり、このうち2件が学校における案件でした。申立てがあった3件は、いずれもすでに解決済みです。

なお、条例第33条第2項に規定する救済委員の自己発意の調査は行っておりません。

また、条例に規定する「勧告」「意見表明」「是正等の要請」は行っておりません。

＊ ＊ ＊

Ⅲ章で述べたように、調整活動には、申立てに基づく「調整」と救済委員の判断による相談の延長としての「調整」がありますが、実際の調整活動にその区別はありません。どのような形にしる、求められれば「子どもの最善の利益」に向かって全力で活動していくことになります。

今後もさまざまな事案に応じて、子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要があると考えています。